

平成26年7月29日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第49号 草津市立草津クリアホール条例施行規則案
- 議第50号 草津市立草津クリアホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第51号 草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第52号 草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第50号

草津市立草津クリアホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るに
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年7月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立草津クリアホール指定管理利者の指定議案に対する意見を市長に申し出る
につき議決を求めることについて

草津市立草津クリアホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立草津クリアホール指定管理者の指定議案

記

1 公の施設の名称

草津市立草津クリアホール

2 設置条例の名称

草津市立草津クリアホール条例

3 指定管理者

滋賀県草津市西大路町9番6号

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

理事長 清水 和廣

4 指定期間

平成27年1月1日から平成29年3月31日まで

議第51号

草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年7月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱につき議決を求めること
について

次の者を、草津市教育振興基本計画策定委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	兒玉 典子	滋賀大学教授
PTA を代表する者	在間 逸子	市 PTA 連絡協議会
学校教育の関係者	塚本 和代	笠縫東小学校長
学校教育の関係者	佐々木 昭道	草津幼稚園長
地域住民を代表する者	山元 忠三	志津まちづくり協議会長
社会教育関係団体を代表する者	内田 雪絵	社会教育委員会
社会教育関係団体を代表する者	湯浅 敦	青少年育成市民会議
保育所関係者	柴田 みどり	すぎのこ保育園長
公募市民	山下 季代子	
公募市民	吉田 昌孝	

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育振興基本計画策定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) PTAを代表する者 (3) 学校教育の関係者 (4) 地域住民を代表する者 (5) 社会教育関係団体を代表する者 (6) 保育所の関係者 (7) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条に規定する公募により選考する市民（以下「公募市民」という。） (8) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 教育総務課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市教育振興基本計画策定委員会	委嘱の日から策定した教育振興基本計画案を教育委員会に答申する日まで

議第52号

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年7月29日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立少年センター運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立少年センター条例施行規則（平成14年草津市教育委員会規則第17号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
少年問題に関 係ある機関ま たは団体の代 表	清水 昭博	草津市少年補導委員会代表
	田中 善子	草津市民生委員児童委員協議会代表
	中瀬古 貴美	草津市P T A連絡協議会代表
関係教育機関 の職員	太田 匡弘	市小学校校長会代表 草津第二小学校長
	中谷 仁彦	市中学校校長会代表 松原中学校長
公募による市 民	松村 晴美	公募
	野村 喜代子	公募
その他教育委 員会が必要と 認める者	宇野 敬造	草津市まちづくり協議会代表

草津市立少年センター条例施行規則（抄）

（運営委員会の組織）

第7条 運営委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 少年問題に関係ある機関または団体の代表
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（運営委員会委員長および副委員長）

第9条 運営委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第10条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、半数以上の委員から審議事項を示して、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

平成26年7月29日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 定期監査結果報告について
- (2) 草津市立草津クリアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会設置要綱について
- (3) 草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (4) 草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について



監 発 第 2 6 4 号

平成 2 6 年 7 月 1 日

草津市教育委員会委員長 様

草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 西田 剛

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監 査 期 日	監 査 対 象 機 関
平成 2 6 年 4 月 2 1 日	笠 縫 東 小 学 校
	新 堂 中 学 校
平成 2 6 年 4 月 2 4 日	志 津 小 学 校
平成 2 6 年 4 月 2 8 日	草 津 小 学 校
	草 津 中 学 校
平成 2 6 年 5 月 1 日	玉 川 小 学 校
平成 2 6 年 5 月 3 0 日	草 津 宿 街 道 交 流 館

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
笠縫東小学校	平成 26 年 4 月 21 日	平成 25 年度	平井 文雄 西田 剛

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。
長年にわたり学校花壇づくりを通じて環境美化活動に取り組まれている。
- (2) 準公金の取扱い状況について
保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。
理科準備室の薬品の管理は、薬品管理簿を整備し管理の徹底を図られたい。
備品(寄付物品)登録事務に遺漏なきようされたい。
- (2) 準公金の取扱い状況について
特になし
- (3) その他
 - ① 自動体外式除細動器（AED）は点検記録を作成されたい。
 - ② 警察への緊急通報装置は、年 1 回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
新堂中学校	平成 26 年 4 月 21 日	平成 25 年度	平井 文雄 西田 剛

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。

- (2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され収支報告もなされている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、平成 26・27 年度に予定されている大規模改造事業で対応できるよう教育委員会と協議・調整されたい。また、大規模改造工事期間中の安全対策に十分留意されたい。

理科準備室の薬品の管理は、薬品管理簿を整備し管理の徹底を図られたい。

備品(寄付物品)登録事務に遺漏なきようされたい。

- (2) 準公金の取扱い状況について

出納簿が未整備の会計が見受けられたので、出納簿の整備をされたい。

- (3) その他

① 自動体外式除細動器（AED）は毎日点検し点検記録を作成されたい。

② 警察への緊急通報装置は、年 1 回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
志津小学校	平成 26 年 4 月 24 日	平成 25 年度	平井 文雄 西田 剛

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

- (2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。

理科準備室の薬品の管理は、薬品管理簿を整備し管理の徹底を図られたい。

備品(寄付物品)登録事務に遺漏なきようされたい。

- (2) 準公金の取扱い状況について

特になし

- (3) その他

自動体外式除細動器（AED）は点検記録を作成されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
草津小学校	平成 26 年 4 月 28 日	平成 25 年度	平井 文雄 西田 剛

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても毎月定期的に安全点検を実施し事故防止に努められている。

- (2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され収支報告もなされており良好に管理されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。

理科準備室の薬品の管理は、薬品管理簿に記録し管理の徹底を図られたい。

備品(寄付物品)登録事務に遺漏なきようされたい。

- (2) 準公金の取扱い状況について

全ての収入、支出調書について決裁欄を設け処理するとともに、出納簿が未整備の会計については早急に整備されたい。

- (3) その他

① 自動体外式除細動器（AED）は毎日点検し点検記録を作成されたい。

② 警察への緊急通報装置は、年 1 回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
草津中学校	平成 26 年 4 月 28 日	平成 25 年度	平井 文雄 西田 剛

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。
- (2) 準公金の取扱い状況について
保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され収支報告もなされている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
理科準備室の薬品の管理は、薬品管理簿を整備し管理の徹底を図られたい。
備品(寄付物品)登録事務に遺漏なきようされたい。
- (2) 準公金の取扱い状況について
特になし
- (3) その他
自動体外式除細動器（AED）は毎日点検し点検記録を作成されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
玉川小学校	平成 26 年 5 月 1 日	平成 25 年度	平井 文雄 西田 剛

1 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 準公金の取扱い状況について

2 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
各施設とも、概ね良好に維持管理されている。また、遊具についても安全点検を実施し事故防止に努められている。

- (2) 準公金の取扱い状況について

保護者から徴収した準公金については、全て預金通帳で管理され出納簿の整備ならびに収支報告もなされており良好に管理されている。

教育財産の維持管理ならびに準公金の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

維持管理面において改善、整備を要する事項の対応については、教育委員会と協議・調整されたい。

平成 26 年度実施のトイレ改修工事期間中は、児童への負担軽減が図られるよう教育委員会ならびに工事関係者と十分調整されたい。

遊具の自主点検は毎月確実に行うこと。

- (2) 準公金の取扱い状況について

出納簿の整備において一部の会計で対応されておらず、遺漏なきようされたい。

定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
草津宿 街道交流館	平成 26 年 5 月 30 日	平成 25 年度	平井 文雄 西田 剛

1 監査対象とした事務事業

- (1) 史跡草津宿本陣管理運営費
- (2) 草津宿街道交流館運営費

2 監査の結果

(1) 史跡草津宿本陣管理運営費

草津市の歴史的特性を象徴する史跡草津宿本陣の適切な公開管理に努められるとともに、市民や来訪者に史跡草津宿本陣の歴史・文化に理解を深めてもらうよう、館内座敷棟において伝統芸能鑑賞講座等（本陣楽座・本陣四季彩々）の普及啓発事業に取り組みました。また、草津市花道協会の協力により四季の生け花を展示されたり、大名姫様衣装体験講座（予約制）を実施された。

なお、本陣の魅力アップを図り展示・公開機能を補完する施設として、隣接地に（仮称）草津宿本陣歴史館「楽座」（「楽座館」に決定）を整備され、史跡草津宿本陣と一体管理の中で平成 26 年 4 月 1 日から公開されている。

- ・年間入館者数 16,791 人
- ・本陣楽座受講者数 233 人
- ・本陣四季彩々参加者数 1,658 人
- ・大名姫様衣装体験講座 69 人

(2) 草津宿街道交流館運営費

草津市の歴史的特性である宿場町草津を市域内外に発信（ホームページ他）されるとともに、常設展示に加え、街道や草津の歴史に関するテーマ展・講座等を実施され、普及啓発事業に取り組みました。また、浮世絵などの中神コレクション、旧国鉄の記念切符などの山口正コレクション、道中案内記や古文書類等の館蔵品の適正な管理と展示に努められた。また、「中山道踏破証」「草津宿出立・通過証」を平成 22 年 4 月から始められ、草津宿本陣との共通券購入者を対象に発行されている。

一方、交流館会員事業（会員 80 人）や草津宿を歴史的に解明するため関連資料調査などにも取り組みました。

- ・年間入館者数 13,539 人
- ・くさつ歴史発見塾受講者数 268 人
- ・テーマ展参加者数 3,586 人

・「街道をたずねて」事業参加者数	68人
・中山道踏破証発行者数（累計）	497人
・草津宿出立・通過証発行者数（累計）	1,332人

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。

なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

【意見・指摘事項】

(1) 史跡草津宿本陣管理運営費

特になし

(2) 草津宿街道交流館運営費

展示機器保守点検業務の契約は、年度当初に契約締結できるよう留意されたい。

(3) 共通事項

- ① 史跡草津宿本陣は中山道と東海道の分岐点に位置し、現在、全国に残る本陣の中でも最大規模を有していることから、街道交流館とあわせて小学生の社会科授業での活用に期待ができるものとする。市内の一部小学校では取り入れられているが、市内および中山道・東海道街道沿いの近隣小学校等に対して、より積極的に働きかけをされたい。

なお、入館者を増やす取り組みについては、マスメディアの積極的な活用などに努められるとともに、商店街やまちづくり会社、観光業者等とも連携を密にし取り組みを強化されたい。

- ② 入館料（草津宿本陣）・観覧料（街道交流館）の減免措置について、各条例施行規則ならびに要綱において、教育委員会が特別の事情があると認めるときならびに、教育委員会が必要と認めたときは、入館料・観覧料を減額し、または免除することができる規定があるが、キャンペーン時等における共通利用券の減免措置については具体的に規定されておらず、内規または決裁により定めるべきであり事務の執行に留意されたい。

草津市立草津クレアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 草津市立草津クレアホール防音音響整備工事（以下「工事」という。）を発注するにあたり、プロポーザルの提案内容の審査および選考を行うため、草津市立草津クレアホール防音音響整備工事プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、工事を委託する業者を選定する。

- (1) 工事の実施方針に関すること。
- (2) 工事の手法および内容に関すること。
- (3) 業務実績に関すること。
- (4) 業務遂行体制に関すること。
- (5) 見積金額に関すること。
- (6) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ、招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 委員長は、特に必要あると認めるときは、会議への関係者の出席を求めて意見等の聴取を行うことができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、草津市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会が目的を達した日限り、その効力を失う。

別表

区 分	所 属	役 職
委員長	教育委員会事務局	副部長（総括）
副委員長	生涯学習課	課 長
委 員	都市計画部	副部長（総括）
委 員	教育施設整備室	副部長
委 員	建築課	課 長
委 員	建築課	建築グループ長
委 員	生涯学習課	文化振興グループ長

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

題名中「漢字検定料」を「漢字検定・文章検定料」に改める。

第1条中「漢字力」の右に「・文章読解力」を、「漢字検定」の右に「・文章検定」を加える。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 漢字検定 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定をいう。

(2) 文章検定 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する文章読解・作成能力検定をいう。

第3条第2項中「漢字検定」の右に「または文章検定」を加える。

第4条第1項中「700円」を「630円」に改める。

付則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年告示第180号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市漢字検定・文章検定料補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 児童生徒の漢字力・<u>文章読解力</u>および学習意欲の向上を図ることを目的に実施される漢字検定・<u>文章検定</u>の受検に係る保護者負担を軽減するため、予算の範囲内において草津市漢字検定・<u>文章検定</u>料補助金を交付するもの</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>漢字検定 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定をいう。</u></p> <p>(2) <u>文章検定 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する文章読解・作成能力検定をいう。</u></p> <p>（補助対象者および補助対象経費）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 補助金の対象となる経費は、草津市立小中学校において実施される漢字検定<u>または文章検定</u>の受検に係る検定料（以下「検定料」</p>	<p>○草津市漢字検定料補助金交付要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 児童生徒の漢字力および学習意欲の向上を図ることを目的に実施される漢字検定の受検に係る保護者負担を軽減するため、予算の範囲内において草津市漢字検定料補助金を交付するもの</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 <u>この要綱において漢字検定とは、公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定をいう。</u></p> <p>（補助対象者および補助対象経費）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 補助金の対象となる経費は、草津市立小中学校において実施される漢字検定の受検に係る検定料（以下「検定料」という。）</p>

改正後 (案)	現行
<p>という。)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、児童生徒1人当たり<u>630円</u>とする。</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、児童生徒1人当たり<u>700円</u>とする。</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「500円」を「625円」に改める。

付則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年告示第181号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第4条 「補助金の額は、児童生徒1人当たり<u>625円</u>とする。」 （この要綱の失効）</p> <p>付則 「この要綱は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。」</p>	<p>第4条 「補助金の額は、児童生徒1人当たり<u>500円</u>とする。」 （この要綱の失効）</p> <p>付則 「この要綱は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。」</p>